

## 第6節 フロン類排出抑制対策

〈主な指標と最新実績（2025〔令和7〕年3月末）〉

フロン回収量： 97,034kg

### 第1項 フロン類排出抑制対策の推進

#### 1 フロン類の回収の促進 【環境保全課】

群馬県では、2000（平成12）年10月に施行された「群馬県の生活環境を保全する条例」に、フロン類の排出を抑制すべき事業者や県民の責務等を規定し、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収・破壊法）の施行前からフロン類の回収対策に取り組んできました。

##### (1) フロン<sup>\*1</sup>類の規制

オゾン層の保護及び温暖化防止を図るためには、フロン類を大気中に放出せずに回収して、再生又は破壊をしなければなりません。現在、これを義務付けた法律が、第一種特定製品（フロン類を使用した業務用の空調機器及び冷凍冷蔵機器）を対象に施行されています。

2002（平成14）年4月施行の「フロン回収・破壊法」では、オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロン類を大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、フロン類が使用されている特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時におけるフロン類の回収等を義務付けました。また、法律に基づくフロン類回収業者の登録や回収量等の報告などが規定されました。

その後、2007（平成19）年10月に施行された「改正フロン回収・破壊法」では、フロン類の引渡しを書面で行う制度（行程管理制度）や建物の解体時に業務用冷凍空調機器の有無を確認し解体発注者に説明することなどが新たに義務付けられました。

2015（平成27）年4月には、「フロン回収・破壊法」が大幅に改正された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）が施行されました。フロン類の製造から廃棄に至るライフサイクル全体に規制の枠が広げられ、フロン類の大気中への漏えい防止を図ると

ともに、ノンフロンや温室効果の小さい冷媒を使った機器への転換を促進していくこととなりました。

2020（令和2）年4月からは、機器廃棄時のフロン類回収が確実に行われる仕組みを導入すべく、改正フロン排出抑制法が施行されています。法の対象となる機器、冷媒は表2-1-6-1のとおりです。

表2-1-6-1 フロン排出抑制法の対象

|      |                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------|
| 対象機器 | 第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）                                             |
| 対象冷媒 | CFC（クロロフルオロカーボン）<br>HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）<br>HFC（ハイドロフルオロカーボン） |

##### (2) 第一種フロン類充填回収業者登録

第一種フロン類充填回収業者には、充填基準の遵守、第一種特定製品の整備時における充填証明書・回収証明書の交付等が求められています。2026（令和8）年3月末の登録状況は表2-1-6-2のとおりです。

表2-1-6-2 フロン類充填回収業者の登録状況  
（2026〔令和8〕年3月末現在）

| 名 称           | 内 容                                | 登録業者数                           |
|---------------|------------------------------------|---------------------------------|
| 第一種フロン類充填回収業者 | 第一種特定製品の廃棄時又は整備時にフロン類の充填回収を業として行う者 | 1,591業者<br>〔県内463〕<br>〔県外1,128〕 |

##### (3) フロン（充填）回収技術講習会の開催

フロン類の回収等を安全かつ確実にを行うための基礎知識と技術を事業者自身につけてもらうため、2000（平成12）年度から回収技術講習会を、2015（平成27）年度からはフロン充填回収技術講習会を開催しています。この講習会は、環境省及び経済産業省から「フロン排出抑制法に係る知識等の習得を伴う講習の確認」を受けています。

<sup>\*1</sup>フロン：「フロン」は、日本における炭素-フッ素有機化合物の通称です。正しくは「フルオロカーボン」といい、その化学構造によりCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）等と区分しています（Hは水素を、Fはフッ素を、Cは塩素又は炭素をそれぞれ表します）。

フロンの主な種類と用途は次のとおりです。

CFC：電気冷蔵庫、カーエアコン、業務用冷凍空調機器等の冷媒、発泡剤、洗浄剤など。

HCFC：ルームエアコン、業務用冷凍空調機器等の冷媒、発泡剤、洗浄剤など。

HFC：電気冷蔵庫、カーエアコン、業務用冷凍機等の冷媒、発泡剤など。

## ア フロン回収技術講習会

累計修了者数

3,269人（2026〔令和8〕年3月末）

## イ フロン充填回収技術講習会

累計修了者数

817人（2026〔令和8〕年3月末）

## (4) フロンの回収状況

フロン排出抑制法に基づき、2024（令和6）年度に県内で業務用冷凍空調機器から回収されたフロン類の量は、表2-1-6-3のとおりです。また、経年の状況は、図2-1-6-1のとおりです。

なお、業務用冷凍空調機器へ充填されたフロン類の量は、表2-1-6-4のとおりでした。

表2-1-6-3 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等

(単位：kg)

| 種 類              |                                                 | 年 度      |          | R 4      |          | R 5      |          | R 6   |         | 前年比 (%) |     |
|------------------|-------------------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|---------|---------|-----|
|                  |                                                 | 整備       | 廃棄等      | 整備       | 廃棄等      | 整備       | 廃棄等      | 整備    | 廃棄等     | 整備      | 廃棄等 |
| C<br>F<br>C      | 回収した量                                           | 9.8      | 2,749.4  | 668.0    | 1,128.8  | 1,730.5  | 252.2    | 259.1 | 22.3    |         |     |
|                  | 第一種フロン類再生業者に引き渡された量                             | 9.8      | 3.8      | 0.0      | 0.0      | 0.0      | 43.9     | —     | —       |         |     |
|                  | フロン類破壊業者に引き渡された量                                | 0.0      | 2,239.1  | 668.0    | 1,073.5  | 23.0     | 123.6    | 3.4   | 11.5    |         |     |
|                  | 法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量 | 0.0      | 1.0      | 0.0      | 0.0      | 1,730.0  | 0.0      | —     | —       |         |     |
|                  | 第49条第1号に規定する者に引き渡された量                           | 0.0      | 484.6    | 0.0      | 50.8     | 0.5      | 80.0     | —     | 157.5   |         |     |
| H<br>C<br>F<br>C | 回収した量                                           | 2,019.3  | 35,672.8 | 1,146.2  | 36,696.2 | 1,637.7  | 29,449.4 | 142.9 | 80.3    |         |     |
|                  | 第一種フロン類再生業者に引き渡された量                             | 176.4    | 2,267.1  | 108.8    | 3,243.1  | 95.7     | 5,157.5  | 87.9  | 159.0   |         |     |
|                  | フロン類破壊業者に引き渡された量                                | 1,011.5  | 19,840.5 | 366.6    | 21,028.5 | 141.2    | 11,976.0 | 38.5  | 57.0    |         |     |
|                  | 法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量 | 102.5    | 325.5    | 33.2     | 6.3      | 4.5      | 331.6    | 13.6  | 5,263.5 |         |     |
|                  | 第49条第1号に規定する者に引き渡された量                           | 713.3    | 12,582.6 | 644.7    | 12,431.2 | 1,408.4  | 11,884.7 | 218.5 | 95.6    |         |     |
| H<br>F<br>C      | 回収した量                                           | 19,920.2 | 33,657.4 | 19,334.2 | 42,588.9 | 19,557.9 | 44,406.7 | 101.2 | 104.3   |         |     |
|                  | 第一種フロン類再生業者に引き渡された量                             | 5,374.5  | 1,515.1  | 653.6    | 2,188.9  | 1,222.2  | 6,370.9  | 187.0 | 291.1   |         |     |
|                  | フロン類破壊業者に引き渡された量                                | 6,276.6  | 18,174.3 | 4,396.5  | 26,856.0 | 3,525.1  | 20,283.5 | 80.2  | 75.5    |         |     |
|                  | 法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量 | 48.1     | 119.5    | 817.2    | 36.2     | 119.3    | 42.0     | 14.6  | 116.0   |         |     |
|                  | 第49条第1号に規定する者に引き渡された量                           | 8,006.6  | 13,164.0 | 12,488.1 | 13,720.6 | 14,373.9 | 17,405.6 | 115.1 | 126.9   |         |     |
| 計                | 回収した量                                           | 21,949.4 | 72,079.7 | 21,148.4 | 80,413.9 | 22,926.1 | 74,108.3 | 108.4 | 92.2    |         |     |
|                  | 第一種フロン類再生業者に引き渡された量                             | 5,560.7  | 3,786.0  | 762.4    | 5,432.0  | 1,317.8  | 11,572.3 | 172.9 | 213.0   |         |     |
|                  | フロン類破壊業者に引き渡された量                                | 7,288.0  | 40,253.8 | 5,431.1  | 48,958.0 | 3,689.4  | 32,383.2 | 67.9  | 66.1    |         |     |
|                  | 法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類充填回収業者が再生し、充填されたフロン類の量 | 150.6    | 446.0    | 850.4    | 42.5     | 1,853.8  | 373.6    | 218.0 | 879.0   |         |     |
|                  | 第49条第1号に規定する者に引き渡された量                           | 8,719.9  | 26,231.3 | 13,132.8 | 26,202.6 | 15,782.7 | 29,370.3 | 120.2 | 112.1   |         |     |

(注) 3月末時点で保管されている場合があるため、回収した量とその他項目の合計に差異が生じることがあります。

図2-1-6-1 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量の経年変化（2003～2024〔平成15～令和6〕年度）

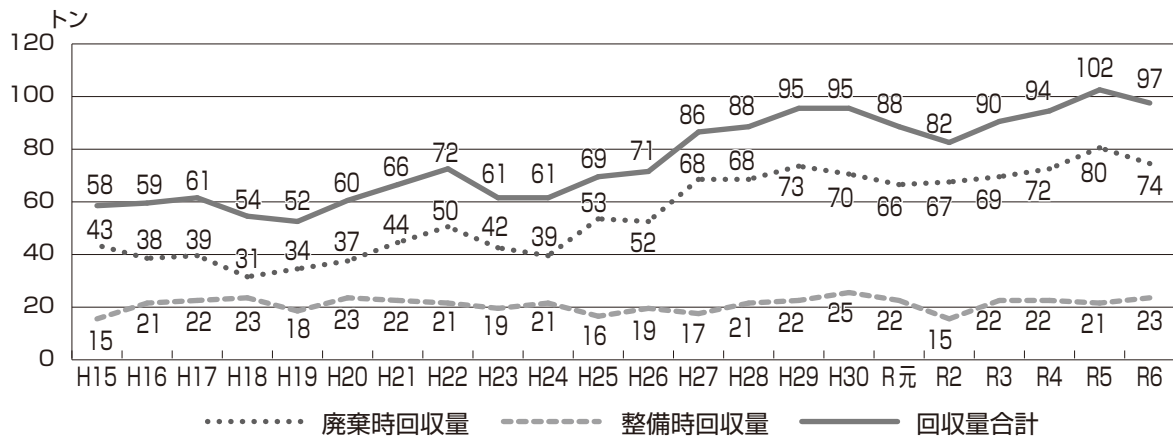


表2-1-6-4 業務用冷凍空調機器へのフロン類の充填量等

(単位：kg)

| 種類   | R4       |          | R5       |          | R6       |          | 前年比(%) |       |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|-------|
|      | 設置       | 設置以外     | 設置       | 設置以外     | 設置       | 設置以外     | 設置     | 設置以外  |
| CFC  | 0.0      | 102.7    | 0.0      | 208.0    | 0.0      | 230.5    | —      | 110.8 |
| HCFC | 208.9    | 15,015.4 | 107.3    | 11,286.3 | 79.1     | 10,674.5 | 73.7   | 94.6  |
| HFC  | 29,995.7 | 33,169.8 | 26,653.5 | 39,344.4 | 27,928.7 | 40,057.6 | 104.8  | 101.8 |
| 計    | 30,204.6 | 48,287.8 | 26,760.8 | 50,838.7 | 28,007.8 | 50,962.6 | 104.7  | 100.2 |

(注) 四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

## 2 管理者による判断基準の遵守等の促進 【環境保全課】

第一種特定製品の管理者には、管理者判断基準の遵守やフロン類算定漏えい量の報告等が求められています。

### (1) 管理者による判断基準の遵守

遵守すべき「管理者判断基準」は、次のとおりです。

- ア 適切な場所への設置等
- イ 機器の点検
- ウ 漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止
- エ 点検整備の記録・保存

### (2) 算定漏えい量報告・公表制度について

管理者は、第一種特定製品の使用等の際して、前年度のフロン類算定漏えい量を算定し、算定漏えい量が1,000t-CO<sub>2</sub>以上となる場合は、毎年度7月末日までに事業所管大臣に報告しなければなりません。

2024（令和6）年度分の算定漏えい量報告の結果は、表2-1-6-5のとおりです。

### (3) 管理者等への指導

「管理者判断基準」の遵守や、フロン類の回収及び再生・破壊業者等への引渡しが適正に行われるよう関係する事業者への立入検査指導を行っており、2025（令和7）年度は第一種特定製品管理者を対象に103件、特定解体工事元請業者を対象に14件の、計117件の立入検査を実施しました。その結果、第一種特定製品管理者の一部において、機器の点検記録を保存していない、特定解体工事元請業者の一部において、事前確認書を交付していない等の不適切な点が見受けられたため、改善指導を行いました。

表2-1-6-5 全国及び群馬県の算定漏えい量結果

| 種類     |                             | 年度   | R 4       | R 5       | R 6       | 前年比 (%) |
|--------|-----------------------------|------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 特定漏えい者 | 算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> ) | 【全国】 | 2,339,201 | 2,186,967 | 2,233,257 | 102.1%  |
|        |                             | 【県】  | 18,277    | 25,214    | 24,076    | 95.5%   |
|        |                             | 構成比  | 0.8%      | 1.2%      | 1.1%      |         |
|        | 事業者数 (社)                    | 【全国】 | 398       | 394       | 378       | 95.9%   |
|        |                             | 【県】  | 49        | 56        | 50        | 89.3%   |
|        |                             | 構成比  | 12.3%     | 14.2%     | 13.2%     |         |
| 特定事業所  | 算定漏えい量 (t-CO <sub>2</sub> ) | 【全国】 | 551,200   | 404,498   | 386,898   | 95.6%   |
|        |                             | 【県】  | 2,019     | 0         | 3,756     | —       |
|        |                             | 構成比  | 0.4%      | 0.0%      | 1.0%      |         |
|        | 事業所数                        | 【全国】 | 180       | 177       | 153       | 86.4%   |
|        |                             | 【県】  | 2         | 0         | 3         | —       |
|        |                             | 構成比  | 1.1%      | 0.0%      | 2.0%      |         |

3 排出抑制・脱フロン化の促進 【環境保全課】

群馬県では、フロンの回収・処理を行政と事業者が一体となって促進していくための組織として、2000（平成12）年10月に「群馬県フロン回収促進協議会」を設立しました。この協議会は、フロン排出抑制法の施行に伴い、2014（平成26）年12月に「群馬県フロン類管理適正等促進協議会」に改め、フロンのライフサイクルに関わる県内の各団体が連携して、フロン類の漏えい防

止対策やノンフロン製品等の普及啓発を推進することとしています。

また、フロン回収技術講習会や管理者等への立入検査、管理者向けオンライン研修会等により、フロン類を使用した製品の使用中の管理や、整備・廃棄時にフロン類の回収等が適切に行われるよう指導しています。

4 大気中のフロンの状況 【環境保全課】

群馬県の大気中の冷媒フロンの状況について、県衛生環境研究所が県内3地点（2020〔令和2〕年度までは5地点）で観測しています。CFC-11、CFC-12、CFC-113、CFC-114、HCFC-22、HCFC-123、HFC134aの測定値を重量に

換算した上で、温暖化係数を用いて1L当たりのCO<sub>2</sub>量として評価しています。経年の状況は、図2-1-6-2のとおりであり、長期的に見れば減少傾向にあります。

図2-1-6-2 群馬県の大気中における冷媒フロンの経年変化（2006～2025〔平成18～令和7〕年度）

